

『大規模災害からの復興に関する法律』 に基づく道路の直轄権限代行による災 害復旧事業

〈関東地方整備局における取り組みについて〉

国土交通省 関東地方整備局 道路部 路政課

関東地方整備局では、令和元年台風第19号による大規模な災害を受けた群馬県、神奈川県相模原市及び長野県東御市が管理する道路について、『大規模災害からの復興に関する法律』に基づき、道路の直轄権限代行により災害復旧事業を実施しております。

今回は、その中で群馬県管理の国道144号及び相模原市管理の国道413号に関する直轄権限代行による災害復旧事業について、紹介させていただきます。

★国道144号鳴岩橋の災害復旧

〈権限代行事業の概要と取り組みについて〉

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所

1. はじめに

令和元年10月12日（土）に、令和元年東日本台風により、国道144号鳴岩橋が落橋し、その周辺道路も被害を受け、全面通行止めとなりました。これを受け、国道144号鳴岩橋については、国が県に代わり代行して復旧工事を行うこととなり、11月8日（金）から現地着手し、復旧工事を進めてきたところです。



図-1 孺恋村 鳴岩橋 位置図

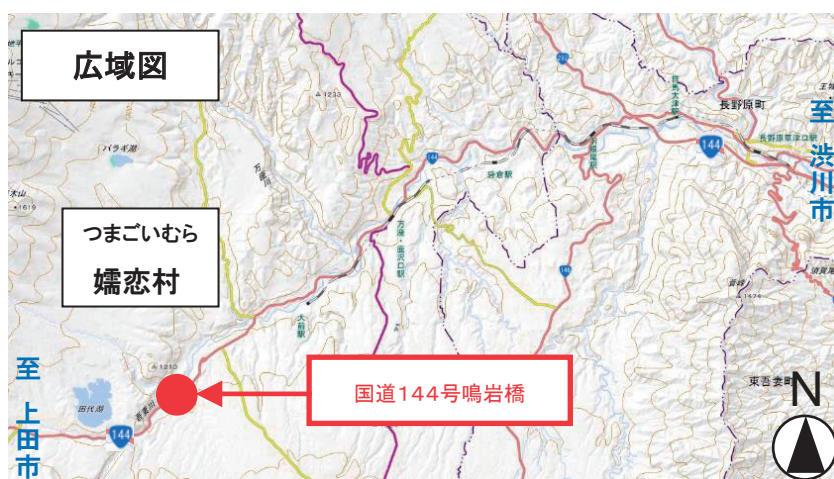


図-2 孺恋村 鳴岩橋 広域図

2. 令和元年東日本台風における豪雨について

「令和元年東日本台風」では、台風の影響で西日本から東日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、各地で甚大な被害が発生しました。

嬬恋村においても10月11日昼から断続的に雨が降り、12日未明から朝にかけて山間地周辺を中心に一時激しい雨が降りました。12日の午前9時頃から急激に雨量が増えて、嬬恋村に設置されている田代観測所において、時間雨量45.0mm^{注1)}を最大に、24時間で408mm^{注1)}を記録するなど、これまでに経験したことのない記録的な大雨となりました。そのため、村内の各地で家屋への浸水、土砂崩れ等が発生し、全壊5棟、半壊5棟、床上浸水3棟、床下浸水9棟の被害^{注2)}の他、県では農地・農業・林業用施設で約23億円^{注3)}の被害に加え、道路や河川等の公共土木施設では約310億円^{注3)}と特に大きな被害を受けました。

3. 国道144号の被害概要

国道144号は、群馬県吾妻郡長野原町を起点とし、群馬県吾妻郡嬬恋村を通り長野県上田市に至る延長44kmの一般国道です。国道145号、国道18号に東西で接続し、群馬・長野県との連携・交流が促進されるとともに、産業・経済の発展や観光交流の拡大に寄与する道路です。

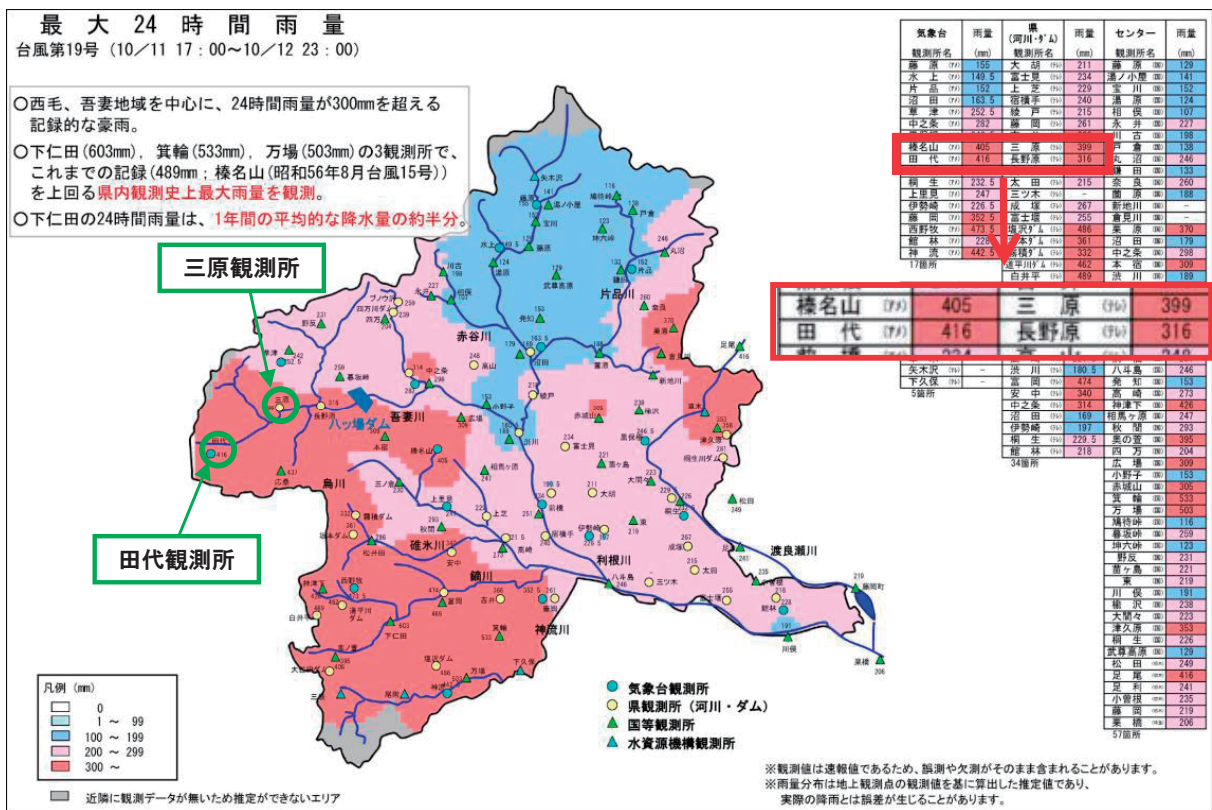


図-3 群馬県の令和元年東日本台風雨量状況速報値

注1) 気象庁 HP より
注2) 広報つまごいより
注3) 朝日新聞 2019/10/31 より



図－4 位置図・被災状況

4. 国道 144 号の被害状況及び、応急対策について

4.1 国道 144 号鳴岩橋の被災状況

関東地方整備局では、「大規模災害からの復興に関する法律」における「非常災害」に指定されることを受け、早急な、復旧方法の検討を行うため、10月29日（火）に群馬県中之条土木事務所、嬬恋村建設課と現地調査を実施しました。

鳴岩橋の橋台流出による落橋、及び鳴岩橋周辺の約 320m の道路が崩壊しており、被災状況や災害発生の経緯を確認するとともに、高崎河川国道事務所所有のドローンを用いて周辺の被災状況の確認や把握を行い、被害の全貌が明らかになりました。



写真－1 被災前



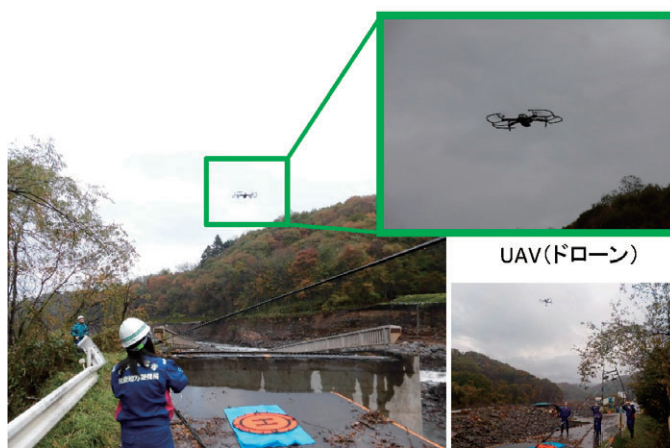
写真－2 被災後

4.2 応急対策

令和元年東日本台風に伴って、群馬県嬭恋村大笹地先では、一級河川吾妻川の出水により、国道144号では鳴岩橋の崩落や道路の崩壊が発生しており、早急な災害復旧が急務になっていました。早急に、復旧方法の検討を行うため、10月30日（水）関係者である群馬県、嬭恋村、関東地方整備局（高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所）と建設コンサルタント会社が出席し、鳴岩橋付近の被災状況を確認しながら、今後の復旧方法等について議論しました。

令和元年東日本台風により、被災した国道144号鳴岩橋の復旧工事について、11月13日（水）に嬭恋村（吾妻川・国道144号）復旧連絡調整会議（第1回）を開催し、関係者である群馬県、嬭恋村、関東地方整備局（高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所）より、それぞれ復旧工事の状況や今後の進め方などの説明を行い、早期に復旧事業を進めるための方策が共有されました。

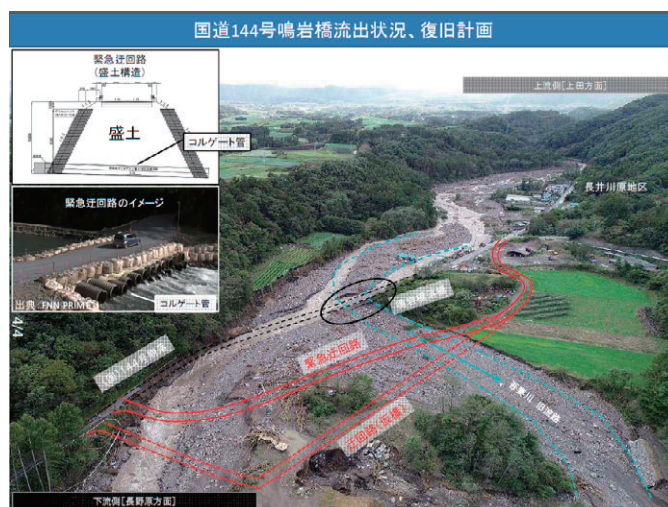
国道144号鳴岩橋の迂回路については、仮橋により計画しているが、一日も早い交通（一般及び災害復旧車両）の確保が求められることから、盛土形式の緊急迂回路も設置して一日も早い開通を目指して作業を進めました。



写真－3 現地調査状況（10月29日）



写真－4 復旧連絡調整会議状況

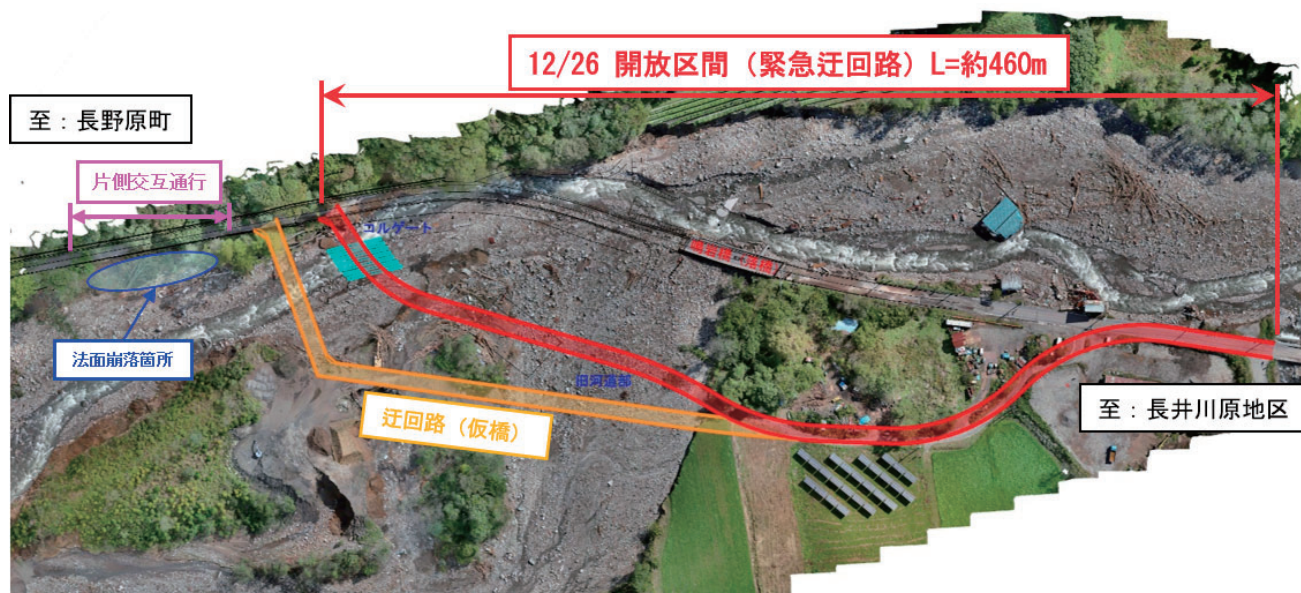


写真－5 復旧計画

5. 緊急迂回路の開通について

12月26日（水）14時に緊急迂回路が開通しました。

これにより、長井川原地区から嬭恋村中心部へ向かう場合に必要だった大きな迂回は解消されることから、地域の利便性の回復が図られるとともに、群馬県が進める復旧工事の導線が確保されたことにより工事の進捗が加速することとなりました。



図－5 位置図



写真－6 緊急迂回路全景



写真－7 緊急迂回路渡河部の盛土状況

6. 迂回路（仮橋）の設置について

仮橋による迂回路を渇水期中の完成を目処に進めていきます。

7. 今後の取り組みについて

事業を担当する高崎河川国道事務所に「嬬恋緊急道路防災対策出張所」を設置して、群馬県吾妻郡嬬恋村における、吾妻川の多量の土砂移動や河岸侵食、国道144号鳴岩橋の落橋などの被害について、今後の本格的な災害復旧工事を迅速かつ効率的に進めていきます。

8. おわりに

令和元年東日本台風によって甚大な被害を受けた国道144号鳴岩橋では、大規模災害からの復興に関する法律に基づく道路の直轄権限代行による災害復旧事業に着手しました。迅速な災害復旧工事などにおい

ては、高度な技術力が必要となることから、道路・砂防などに特化した集団が対応することが有効です。

資機材の搬入路、工事用道路については、これまでも連絡を取り合いながら相互に使用しているが、復旧工事の本格化が見込まれるため、これまで以上に関係者間で、情報共有と調整を図っていく必要があり、引き続き、関係機関が緊密な連携を図り、事業を推進していくことが重要です。

★国道 413 号の災害復旧 〈権限代行事業の概要と取り組みについて〉

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

1. はじめに

令和元年 10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風 19 号は、12 日に大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸した。台風は日本各地に強い風と豪雨をもたらし、なかでも関東・甲信地方や、東北地方では記録的な大雨が降り、大規模な河川氾濫や土砂災害に見舞われた。

11 月 1 日に台風 19 号による災害が「大規模災害からの復興に関する法律（以下、復興法という。）」における「非常災害」に指定されたことを受け、国土交通省では被災地方公共団体から要請を受けた 6 箇所の道路について、11 月 1 日から直轄権限代行による災害復旧事業を実施することになった。

神奈川県内では、相模原市長の要請により国道 413 号の一部を直轄権限代行で復旧することになった。本稿では、国道 413 号の直轄権限代行による災害復旧工事について報告する。



図－1 位置図

2. 国道 413 号の被災状況と直轄権限代行

台風 19 号の影響により、相模原市緑区で 10 月 10 日から 13 日までの総雨量が 877mm に達した。これまでに経験の無い豪雨を記録し、国道、県道、市道において土砂崩れなどの被害により通行止めを余儀なくされた。国道 413 号においても、神奈川県相模原市緑区青野原から同区青根間延長約 5.9km において全面通行止めとなった。特に同区間のうち境沢橋手前と湯口沢橋手前の 2 カ所では大規模な道路崩落が発生し、通行止め解除には大がかりな復旧工事が必要だった。

当該路線は 2020 年 7 月に開催を予定していた 2020 東京オリンピックの自転車ロードレースコースの一部となっていたため、早期の復旧が望まれた。11 月 1 日に台風 19 号が復興法における非常災害に指定されたため、相模原市長の要請を受け、大規模な道路崩落の被害を受けた 2 カ所を含む延長約 1.3km について国土交通省が直轄権限代行をすることになり、相武国道事務所が復旧工事を実施した。



図－2 通行止め状況

3. 限られた期間内の災害復旧工事

国土交通省では、復旧事業の緊急性、被害の程度等を鑑み年内の復旧を目標とした。被災状況としては、2 カ所とも谷地形で上流からの土石流により道路が崩壊していた。土砂、流木、ガレキの堆積に加え、電柱や NTT 線にも被害が及んでいたため、初期段階では国土交通省、相模原市、設計会社、施工会社および占有企業が一堂に会し、施工方法の検討及び最短工程での復旧を図るべく関係者間で調整を行った。日々の調整に加え 1 週間に 1 回調整会議を開催し進捗管理や工程調整を行った。時にはガレキ撤去作業の合間に地質調査や測量作業を行うなど、時間単位の調整も必要だった。また資材の需要が高まっていたため資材の確保が課題だったが、設計と同時に資材の在庫状況や納期を確認しつつ工事をすすめることで対応した。さらに森林伐採許可等の行政手続きも並行して進め、各機関には迅速に対応して頂いた。崩落土砂やガレキは、相模川水系広域ダム管理所の協力により近隣に仮置き場を確保した。

境沢橋手前



写真-1 被災状況

湯口沢橋手前



写真-2 被災状況



写真-3 復旧状況



写真-4 復旧状況

復旧工法として、地質調査や工期など総合的に検討した結果、盛土工法に決定した。

この結果、12月26日に無事通行止めを解除することが出来、年内通行規制解除の目標を達成した。

4. おわりに

最近の日本では地震、大雪、大雨などによる災害が多発しています。災害発生時の早期復旧のためには各行政機関、施工会社、占有企業などが協力して工事を行っていくことが重要です。

最後に、相模原市をはじめこの事業に従事していただいた設計会社や施工会社、占有企業、さらに協力していただいた地域住民の皆様には深く感謝いたします。